

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会（第3回） 議事概要

開催日時：平成29年1月31日（火）15：00～17：00

開催場所：総務省選挙部会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長
伊藤 昭彦（東京都立川市行政管理部文書法政課長）
岡村 久道（弁護士、国立情報学研究所客員教授）
佐藤 一郎（国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授）
田中 延広（東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長）
野中 正人（山梨県富士川町政策秘書課長）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）
阿部 一貴（行政管理局副管理官）
吉田 恭子（情報流通行政局地方情報化推進室長）
中島 靖彦（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【説明者】

岡本 利久（内閣官房健康・医療戦略室参事官）
根本 勝則（一般社団法人日本経済団体連合会常務理事）

【事務局等】

時澤 忠（大臣官房地域力創造審議官）
猿渡 知之（大臣官房審議官）
稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）
小野 吉昭（自治行政局地域情報政策室課長補佐）
自治行政局地域情報政策室
一般財団法人行政管理研究センター

議事：

非識別加工に関するヒアリング

1. 匿名データの作成・提供について（統計局）
2. 非識別加工情報の仕組みの運用について
（行政管理局、個人情報保護委員会事務局）
3. 医療情報等の利活用を促進する新たな基盤について
（内閣官房健康・医療戦略室）
4. 地方公共団体における非識別加工情報の仕組みに関する事業者の要望について
（一般社団法人日本経済団体連合会）

《議事 1 について》

【佐藤構成員】

- 匿名加工情報や非識別加工情報の仕組みではリサンプリングの概念を入れていないが、リサンプリングせずに出すと、非識別加工情報等そのものが全量データの外部情報になってしまう可能性がある。その点に関して、統計局の立場で、例えばリサンプリングをした方がいいと考えるのか、意見を伺いたい。

【中島課長補佐】

- リサンプリングについては、例えば全国消費実態調査では、もともとの調査がサンプルなのでリサンプリングせず100%でもいいではないかという視点もあるが、80%ではあってもリサンプリングするとしなければ違う（匿名性が高まる）ので、リサンプリングを行っている。

【岡村構成員】

- 匿名加工の作業を代行してくれる民間事業者は存在するのか。

【中島課長補佐】

- 匿名データの作成は、統計局と統計センターの職員で行っているため、外部の事業者についてはよく分からない。

【佐藤構成員】

- 統計局では匿名データに加工する水準のようなものは明確にしていなくて理解しているが、それは、加工の水準が対象となるデータに依存するためか、又は匿名データへの攻撃に対する安全性を高めるという観点からか。今後地方公共団体で制度設計する際に、ガイドライン等に匿名の度合いなど加工の水準まで記載することは推奨されるのか伺いたい。

【中島課長補佐】

- 匿名化の手法については諮問文書の中にもある程度書き込んでおり、匿名データのトップコーディング（やりコーディング等）の状況も公開しているため、その限りにおいては公開されている。ただ、匿名データ部会における込み入った議論（議事録）までは公表されていない。（議事概要は公表されている。）

《議事 2 について》

【佐藤構成員】

- 非識別加工の話ではないが、行政機関個人情報保護法の改正に関して、個人情報保護法と同様に要配慮個人情報の概念を導入した経緯を御説明いただきたい。
- 個人情報保護法では匿名加工情報取扱事業者から地方公共団体は除かれているが、地方公共団体が匿名加工情報や非識別加工情報を利用することは想定していないのか。

【阿部副管理官】

- 要配慮個人情報については、個人情報保護法の改正で慎重な取扱いをするよう規律が設けられたところ、行政機関においても取扱いに留意しなければいけない点は同じということで、行政機関個人情報保護法でも導入した。
- 地方公共団体等による非識別加工情報の利用については、これらの主体が行政機関非識別加工情報取扱事業者から除外されているため、手数料を納めて利用するという今回の仕組みは使えないが、これらの主体がその情報を行政上の必要があって使いたいということであれば、行政機関個人情報保護法上は、相当な理由があるときには保有個人情報を提供することができる旨の規定があるので、これに基づき提供することを想定している。

【岡村構成員】

- 民間事業者が保有する個人情報を自ら匿名加工した場合には個人情報保護法第36条各号の義務を負うことになるが、民間事業者が他の民間事業者から受託して匿名加工した場合、受託事業者は同条の義務を負うのか。その委託元が行政機関であった場合はどうか。

【小川参事官】

- 個人情報保護法上は、匿名加工を委託した場合、最終的には委託元事業者に責任がある。受託事業者は、委託元事業者との契約の中で義務が与えられ、それを守るという形が通常である。
- 行政機関が民間事業者に非識別加工を委託した場合については、行政機関個人情報保護法に基づいて作成することになる。

【佐藤構成員】

- 議題 1 で統計局にも聞いたが、行政機関や地方公共団体の保有するデータは全量データと

なる場合があり、その点で民間事業者と加工基準は同じでよいのか。リサンプリングに相当するような何らかの安全策を入れておかなくてよいのか。

【小川参事官】

- 具体的な加工の方法については、最終的にはデータの特質等に応じて決める必要があるもので、規則やガイドラインでは決めきれない部分が残る。
- 全量データ以外であれば、個人情報保護法の匿名加工基準である同法施行規則の第19条第1号～第4号に記載されているような加工を行うことで十分であっても、全量データの場合はリサンプリングなどの追加措置をとる必要があるということもあり得る。

【佐藤構成員】

- リサンプリングが、施行規則の第19条で言うと第5号だとすることは妥当だと思う。その上で、行政機関や地方公共団体が保有する全量データについては、リサンプリングを義務とすることが安全だと考える。

【岡村構成員】

- 統計情報と匿名加工情報はどこで線を引くのか。

【小川参事官】

- ガイドラインに記載しているように、「特定の個人との対応関係が排斥されている」形で加工されているものは、今までと同様に統計情報として扱われる。
- 統計情報の場合は集計した形で数値が出てくるが、匿名加工情報の場合は個票のデータを個人が特定できないような形にして出すというイメージである。
- 特定の個人との関係が残したまま匿名化したものが、匿名加工情報ということになる。

【佐藤構成員】

- 非識別加工情報については、各個人の情報が1人ずつ行になって入っているデータであり、ある意味で1人1人が区別できるようになっている。一方、統計情報は、基本的には1人1人が区別できないデータである。

《議事3について》

【佐藤構成員】

- 医薬品の副作用などの早期把握のために匿名加工情報を使うということだが、匿名加工情報は、個人情報保護法施行規則の第19条第4号で「特異な記述等」は、削除又は他のものへ置きかえることとされており、副作用の情報は比較的症例の数が少ないと考えると、現行の個人情報保護法の枠組みではなかなか難しいのではないかと。
- 実際に臨床データとして使ったり、医薬品に関して使うときには、コーホータ的なデータが必要になってくるが、それを匿名加工情報として利用するのは難しいのではないかと。
- 一般的に、データ量が多くなると、特異なデータが埋もれて特異でなくなることがある一方で、新たに特異なデータが出てくることもある。匿名加工をするための認定を受けた機関が複数存在することになるようだが、機関の間で情報の共有はするのか。
- 議題1でも述べたが、匿名加工情報自体が外部情報となり得る。また、識別を意図していなければ、匿名加工情報同士の突合も禁止されていない。そうすると、匿名加工情報をどんどん集めていくと、結果的に個人の特定ができるような状態になる可能性もあり、そうなった情報が第三者に提供された場合には、提供先で何をされるか保証できないので、そこは気をつける必要がある。

【岡本参事官】

- 個人情報保護法の加工基準で言う「特異」というのは、個人が特定できる程度に特異だということ。難病と言っても、患者数が数万人のものから本当に少ないものまで多様であり、副作用に関しても、肝機能の値の変化などが分析の対象となったりするので、大きなデータがあるものについては、相当、医療分野での利活用の可能性があると考えている。統計的に有意な情報がとれる程度に質の高いデータがとれればこの仕組みで活用し、それでは追えない難病の患者などは、オプトインに基づいた疾患別のデータベースを使うという役割分担だと考えている。
- コーホータ的なデータに関しても、経年でデータを追いかけていくことで、ある程度の活用はできると思う。
- 機関の間での情報の共有は、できるようにすることを考えている。やはり、まとめた方が特異なものは出にくいと思われる。
- 個人の特定の可能性については、個人情報保護法で匿名加工情報に関して識別が禁止されていることに加え、利活用する者の範囲を契約で縛るなど、目的のはっきりしない者や、

名簿屋のような者には匿名加工情報を軽々に渡すようなことがないような形をとりたい。

【岡村構成員】

- この仕組みについては大賛成。1つお願いするとすれば、支援機能を持つ機関に、匿名加工の方法についてのお墨つきを匿名化する機関に与えたり、匿名化する機関の相談に乗ったりするような機能を持たせてほしい。

【岡本参事官】

- 匿名加工の方法については、国がある程度プラットフォーム的なものを指導していかないと、うまくいかないだろうと思っている。
- 情報を出してもらおう医療機関には、民間病院、国立病院や独法病院、自治体病院などがあり、設置主体により適用される個人情報保護の法令は違うが、統一的に同じ手続で情報を収集し活用することができるよう、この仕組みを考えている。

《議事4について》

【根本常務理事】

- 私どもとしては、政府で掲げるGDP600兆円経済の実現に向け、データの利活用を起爆剤として新しい産業、新しいサービスを創出していかなければいけないというのが基本的な考え方。保護に偏りがちだったデータに関する法制度も、昨年12月に施行された官民データ活用推進基本法により、利活用の面に光が当たることとなった。
- 国や地方公共団体が持つデータは信頼性が高く質もよい。パーソナルデータについても、適切に活用することで、新しい事業の創出や社会的課題の解決に繋がると確信している。ただ、どのデータがどう活用されるかということについては、どのような性質のデータが、どの程度の精度で出てくるのかによって活用の仕方が全く異なるので、現状で一律に申し上げることは難しい。
- 匿名加工情報と非識別加工情報について用語が別なものとなったが、個人情報保護法制を統一して欲しかったというのが私どもの希望。同じ扱いが担保されるとの説明は受けているが、例えば「非識別加工情報についてはトレースして報告せよ」ということにならないか、現時点で確信はない。また、各地方公共団体で個人情報保護条例が制定されており、いろいろなところから管理監督されるというのはコスト増につながるため、匿名加工情報

や非識別加工情報については、地方公共団体も含め、個人情報保護委員会の下で統一的に管理されるような体系を作って欲しいと考えている。

- 現時点では、それぞれの地方公共団体にどういうデータファイルがあるのかがよくわからない。今後、どこにどういうデータがあるのか、それがどこまで利活用が可能なのかを見きわめながら対応を図っていくことになる。
- 同じデータセットを全ての地方公共団体から欲しいと思っても、申請の結果、非識別加工情報の提供が個々の地方公共団体ごとの個別の判断で行われ、ある地方公共団体からはもらえたが、別の地方公共団体からはもらえないということが起こるようであれば、民間としては使いにくい制度になってしまう。
- データの宿命ではあるが、個別性が失われれば失われるほどデータの有用性も失われていく。データの取扱いに十分留意する必要があるが、有用性をできる限り失わないような形での提供をぜひお願いしたい。
- なお、個人の特定については、技術的に100%それを防ぐのは不可能であると認識しており、法律による禁止で担保せざるを得ないと考えている。

【佐藤構成員】

- データの利活用の仕方はデータを見なければわからないというのは、そのとおりだと思う。一方で、制度を作るときには、どういう利活用が想定されるかという点を明らかにすることも重要なので、具体的な利活用の狙いを伺いたい。

【根本常務理事】

- 具体的な例を2つ挙げたい。1つ目は、レセプトデータの解析。数十万人の健康保険組合員を抱える企業において、レセプトデータを解析して社員の健康増進に大きく寄与する分析をし、適用している事例がある。地方公共団体が保有するデータを用いれば、大きく社会に役立つデータ分析がなされることは分かっている。
- 2つ目は、例えばトンネル工事をしたときの人の動き。誰がどこで作業をしてトンネルができ、その後どういうメンテナンスがされているかという情報が開示されれば、インフラのメンテナンス等でデータの利活用ができ、地方公共団体の財政にも大きく貢献できる。ただ、残念ながら現時点ではそういったデータがない。